

## 観光バス等誘導警備業務委託仕様書

### 1. 業務場所及び人員配置（通年）

#### 【総括契約】

場 所	配置時間	ポスト数	日数
(1)二天門乗車場 (台東区花川戸1-14先)	9:00~18:00	3ポスト以上 ※東参道・二天門通りに配置された誘導員と連携し、歩行者等の安全確保に努めること。	365日
(2)東武浅草駅乗車場 (台東区花川戸1-4先)	【繁】9:00-18:00	4ポスト以上	365日
	【閑】9:00-18:00	3ポスト以上	
(3)雷門通り降車場 (台東区雷門1-14先)	【繁】8:00~18:00	4ポスト以上	365日
	【閑】8:00-13:00 13:00-18:00	3ポスト以上 2ポスト以上	
(4)国際通り降車場 (台東区浅草1-43先)	8:00~17:00	1ポスト以上	365日
(5)言問通り降車場 (台東区花川戸2-20先)	8:00~13:00 13:00~18:00	5ポスト以上 4ポスト以上	365日
(6)東参道・二天門通り (東参道交差点～二天門前交差点)	8:00~18:00	2ポスト以上 ※1ポストは、東参道交差点付近に配置し、江戸通りからのバスの進入を誘導し、歩行者の安全を保つこと。	365日
(7)江戸通り (東参道交差点～吾妻橋交差点)	8:00~18:00	1ポスト以上	365日
(8)監視員 (江戸通り、言問通り、国際通り、浅草通り、雷門通り、馬道通り、橋場通り 等)	9:00~17:00	3ポスト以上	365日

(9)その他 ((1)～(8)のうち、増員を要する場所)	9:00～17:00	1 ポスト以上	365日
(10)雷門通り降車場 (18時以降) (台東区雷門1-14先)	18:00～20:00	1 ポスト以上	365日

※繁忙期・閑散期については、仕様書別紙を参照

## 2. 業務委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

受託者は初日より、円滑に業務が実施できるよう、事前に必要な準備を行うものとする。

## 3. 業務内容

### (1)誘導員

- ① 観光バスを乗車場、降車場に誘導して、安全に乗客を乗り降りさせること。
- ② 乗車場、降車場周辺での歩行者の安全を確保すること。特に、近隣の小学校の児童の安全に配慮すること。
- ③ 歩行者及び自転車利用者が歩道を円滑に通行できるよう、観光バス利用者を適切に誘導すること。
- ④ バスの滞留を避けるため、対向車線に進入して通行する車両を適切に誘導すること。
- ⑤ 「台東区観光バス予約システム」の運営事業者と連携し、必要な場合は連絡を取り合うこと。
- また、台東区民会館駐車場(花川戸2-6-5)の管理人と連携して、同駐車場への入出庫の際の安全を確保すること。
- ⑥ 江戸通り及び二天門通り交差点においては、歩行者の安全を確保して誘導すること。
- ⑦ 乗降場周辺で長時間待機している車両に、移動を促すこと。
- ⑧ 降車場で、今戸駐車場、清川駐車場、台東区民会館駐車場へ誘導すること。
- ⑨ 停車時に、アイドリング・ストップの協力を呼びかけること。
- ⑩ 乗降場周辺の清掃を行うこと。
- ⑪ 乗降場周辺の不法占用物については撤去するよう注意すること。
- ⑫ 誘導員の配置場所は、区の指示に従うこと。
- ⑬ 従事者は、本業務にふさわしい制服等を着用し、区が交付した誘導員証を身に付けること。
- ⑭ 職務の重要性を自覚し、区民およびバス事業関係者等に対し、丁寧な接遇を行い、区の信頼を損なわないよう、細心の注意をはらうこと。
- ⑮ 業務中、特筆すべき事案が発生した際には、区役所翌開庁日までに文書をもって報告すること。
- ⑯ 各乗降場の利用件数及び指導件数をカウントし、誘導員日報・監視員日報において区へ報告すること。

## (2)監視員

- ① 監視員は区条例に基づき、重点区域内を巡回し、指導・啓発活動を行うこと。
- ② 監視員は乗降場の混雑時には、必要に応じてフォローする。
- ③ 監視員の配置場所は、区の指示に従うこと。
- ④ 従事者は、本業務にふさわしい制服等を着用し、区が交付した監視員証を身に付けること。
- ⑤ 職務の重要性を自覚し、区民およびバス事業関係者等に対し、丁寧な接遇を行い、区の信頼を損なわないよう、細心の注意をはらうこと。
- ⑥ 指導・啓発内容については、個別に把握し、記録簿に記載して、毎月まとめて提出すること。また、警察への通報等を要し、特筆すべき内容については、区役所翌開庁日までに文書をもって報告すること。

## 4. 届出事項等

(1)受託者は、業務に先立ち、区と十分協議を行い、以下の書類を区に提出すること。

なお、提出した書類に変更が生じた場合は、その都度最新のものを提出すること。

①責任者及び連絡体制

②従事者の氏名一覧

誘導員・監視員等の業務割当を記載すること。

(2)受託者は、以下の書類を区に提出すること。また、その他に関しては必要に応じて区と委託者で協議すること。

①誘導業務日報

②監視員日報

## 5. 損害賠償

誘導員の過失により、第三者に損害を与えた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

## 6. 代金支払

1ヶ月毎とし、当該期間の業務完了後に、受託者の委託完了届と請求書をもって支払うものとする。なお、支払は当該期間の各種日報を全て区に提出していることを条件とする。

## 7. その他

(1)受託者は、本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、予め区に届出し、承認を得た場合は、この限りではない。

(2)交通規制やイベント等の際に、乗降場運営に必要な物の移送等の対応を行うこと。

(3)常に、誘導員、監視員を指定ポスト数配置するものとし、休憩時には交代要員を配置すること。また、区と協議の上、状況に応じて配置場所及びポスト数を変えることができるものとする。緊急時には委託事業者の判断により、配置場所及びポスト数の変更を可能とするが、早急に区へ事後報告を行うこと。

(4)受託者は、観光バスの来訪状況や、観光バスを取り巻く環境の変化により、仕様内容や誘導員・監視員の配置時間及びポスト数の増減について区との協議に応じること。

協議の結果、必要があると判断された場合は契約変更を行うこと。

(5)ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6)障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(7)この仕様書の内容について疑義が生じたとき、または、仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ定めるものとする。

## 8. 担当課

台東区 都市づくり部 交通対策課 電話 03-5246-1378